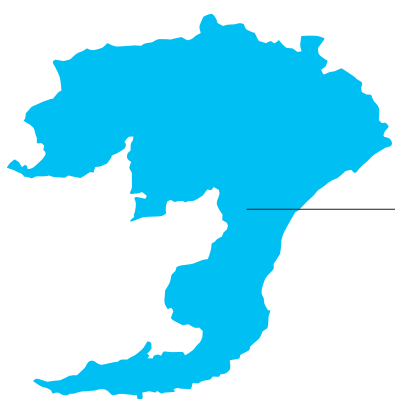




資料編

○南房総市環境基本条例

平成19年12月21日
条例第37号

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条―第8条)
- 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等(第9条―第21条)
- 第3章 地球環境保全の推進(第22条)
- 第4章 環境の保全と創造の推進体制等(第23条・第24条)
- 第5章 環境審議会(第25条)
- 第6章 雑則(第26条)
- 附則

私たちのふるさと南房総は、三方を海に囲まれ、自然景観に富んだ海岸線、人々にやすらぎをもたらす田園風景、四季の移ろいを伝える山々など美しい自然環境に恵まれている。

私たち南房総市民は、この美しい自然の中で、豊かな恵みを受けながら健やかな生活を営んできた。

しかし、これまで社会の繁栄を支えてきた大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、私たちの身近な環境はもとより、地球温暖化による気候変動、オゾン層の破壊、酸性雨など地球的規模で環境に影響を及ぼしている。

このような環境への負荷をできる限り低減し、かけがえのない財産である南房総の自然を守り、育て、そして次の世代へ引き継いでいくことは、私たちの責務である。

そのために、私たちは、環境が生きるものの根源であることを認識し、自らの生活、社会経済活動を見直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりに向けて、市、事業者、市民及び滞在者が協働の下に、環境の保全と創造に関する取組を進め、健全で恵み豊かな環境を築き、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに南房総市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全と創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全と創造は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、環境の保全上の支障を防止するため、その滞在において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、旅行者その他の滞在者は、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的な推進に資するとともに、市民に環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、公表するものとする。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、南房総市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全と創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ南房総市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全と創造に十分配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、次の各号に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (2) 公害を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全と創造に関する協定の締結)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、環境の保全と創造に関し、事業者と必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう

に誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。

(環境の保全と創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全と創造に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第16条 市は、環境の保全と創造についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全と創造についての施策のあり方等について市民等から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全と創造に関する学習の推進)

第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全と創造への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全と創造に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全と創造に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全と創造に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第20条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施)

第21条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第22条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 環境の保全と創造の推進体制等

(環境の保全と創造の推進体制の整備)

第23条 市は、事業者、市民及び滞在者との協力により、環境の保全と創造を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全と創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第5章 環境審議会

(審議会)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条により、市長の諮問に応じ、本市の環境の保全と創造に関する基本的事項及び重要事項について調査審議するため、南房総市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる者について委員10人で組織し、その委員は市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3人
- (2) 学識経験者 7人

- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。
(南房総市環境審議会設置条例の廃止)
- 2 南房総市環境審議会設置条例(平成18年南房総市条例第139号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項の規定により南房総市環境審議会の委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第25条第2項の規定により南房総市環境審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における従前の南房総市環境審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

○南房総市環境審議会規則

平成19年12月21日
規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市環境基本条例(平成19年南房総市条例第37号)第25条第5項の規定により、南房総市環境審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第4条 審議会に必要に応じて専門部会を置く。

2 専門部会は、会長が指名する専門部会委員をもって組織する。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、会長が指名する。

3 部会長は、当該専門部会の会務を総理する。

(専門部会の会議)

第6条 第3条の規定は、専門部会の会議及び議事について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

○南房総市環境市民会議設置要綱

平成21年6月12日
告示第95号

(設置)

第1条 南房総市環境基本条例(平成19年南房総市条例第37号)第9条に規定する南房総市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するに当たり、市民及び事業者から広く意見を募り、それらを環境基本計画に反映させるため、南房総市環境市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、環境基本計画の策定に当たり、市民及び事業者の視点から意見を述べるとともに、環境の保全及び創造を図る観点から市長に提案するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体及び事業者
- (2) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 市民会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 市長は、会議に出席した委員に対し報償を支給する。

2 委員のうち、千葉県及び市の職員である者に対しては、報償を支給しない。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、生活環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(会議の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

○南房総市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱

平成21年6月12日
訓令第8号

(設置)

第1条 南房総市環境基本条例(平成19年南房総市条例第37号)第9条に規定する南房総市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定し、その施策の推進を図るため、南房総市環境基本計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員をもって組織し、その委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は生活環境部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員長は、委員会の所掌事務を専門的に調査し、及び研究するため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員は、委員が委員長に推薦した職員をもって充てる。

3 ワーキンググループにリーダーを置き、生活環境部環境都市づくり推進室長をもって充てる。

4 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、リーダーは、その議長となる。

5 ワーキンググループにおいて検討した事項は、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生活環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表(第3条関係)

委員	副市長 企画部長 総務部長 保健福祉部長 生活環境部長 農林水産部長 商工観光部長 建設部長 水道部長 富山支所長 三芳支所長 白浜支所長 千倉支所長 丸山支所長 和田支所長 会計管理者 議会事務局長 教育次長
----	---

○答申

平成22年2月18日

南房総市長 石 井 裕 様

南房総市環境審議会
会長 安 田 まち子

南房総市環境基本計画について（答申）

平成21年12月1日付け南環第585号により市長から諮問のありました「南房総市環境基本計画（案）」につきましては、当審議会では慎重に審議を行った結果、本計画を妥当と認め、これをもって答申と致します。

なお、本計画の推進にあたっては、当審議会の経過を十分に踏まえ、特に下記の事項について格別に配慮されるよう要望します。

記

1. 本計画の推進、実行にあたっては、市民・滞在者・事業者の取り組みについて、実行性の向上が図れる適切な配慮をされたい。
2. 本計画の趣旨や内容について、広く市民等への周知に努められたい。

○南房総市環境基本計画の策定経過

1. 南房総市環境審議会

回	年 月 日	内 容
第1回	平成20年8月5日	○平成20年度第1回南房総市環境審議会 1. 環境基本計画の概要について 2. 環境基本計画策定のスケジュールについて 3. 市民及び事業者へのアンケート調査等について
第2回	平成21年3月19日	○平成20年度第2回南房総市環境審議会 1. 環境基礎調査報告について
第3回	7月15日	○平成21年度第1回南房総市環境審議会 1. 環境基本計画の概要について 2. 望ましい環境像および基本目標について
第4回	12月15日	○平成21年度第2回南房総市環境審議会 1. 環境基本計画(素案)について
第5回	平成22年2月18日	○平成21年度第3回南房総市環境審議会 1. 環境基本計画(案)について 2. 環境基本計画【概要版】(案)について

2. 南房総市環境市民会議

回	年 月 日	内 容
第1回	平成21年7月30日	○平成21年度第1回南房総市環境市民会議 1. 環境基本計画の概要について 2. 環境基本計画策定のスケジュールについて
第2回	8月19日	○平成21年度第2回南房総市環境市民会議 1. 市民・滞在者の環境配慮行動について
第3回	9月15日	○平成21年度第3回南房総市環境市民会議 1. 事業者の環境配慮行動について
第4回	10月27日	○平成21年度第4回南房総市環境市民会議 1. 環境基本計画(原案)について



南房総市環境市民会議の様子

3. 南房総市庁内検討委員会

回	年 月 日	内 容
第1回	平成21年6月29日	○平成21年度第1回南房総市庁内検討委員会 1. 環境基本計画の概要について 2. 環境基本計画策定のスケジュールについて
第2回	7月15日	○平成21年度第1回南房総市庁内検討ワーキンググループ会議 1. 環境基本計画の概要について 2. 環境基本計画策定のスケジュールについて 3. 施策調査について
第3回	11月27日	○平成21年度第2回南房総市庁内検討ワーキンググループ会議 1. 環境基本計画(原案)について
第4回	12月7日	○平成21年度第2回南房総市庁内検討委員会 1. 環境基本計画(素案)について
第5回	平成22年2月1日	○平成21年度第3回南房総市庁内検討委員会 1. 環境基本計画(案)について 2. 環境基本計画【概要版】(案)について
—	平成21年8月 ～9月	○各課ヒアリング(施策、目標等)

4. アンケート調査結果、意見募集

年 月 日	内 容
平成20年8月19日 ～9月5日	○市民アンケート調査(2,000世帯) ○事業者アンケート調査(300事業所)
平成21年12月24日 ～平成22年1月28日	○市民意見募集

○ 用 語 集

注)：*(アスタリスク)がある用語は、本文中などに掲載されていることを示します。

〔ア行〕

ISO14001*

組織活動が環境に及ぼす影響を最小限にすることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格の1つ。1996年に発行されたISO14001には、組織活動や製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するための要求事項が規定されている。

アイドリングストップ*

自動車の駐・停車時における不必要なアイドリングを停止すること。大気汚染防止や騒音・悪臭を防止するとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル) *

1988年(昭和63年)、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)の共催により設置された。世界の第一線の専門家が、地球温暖化について科学的な評価を行っている。2007年には、地球温暖化に関する最新の科学的知見を取りまとめた、「IPCC第4次評価報告書(AR4)」が公表されている。

アスベスト*

天然に存在する繊維状の鉱物で、石綿ともいわれる。古くから保温材、断熱材として利用されたが、肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、大気汚染防止法(1968)により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

硫黄酸化物

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄(SO₂:亜硫酸ガス)であり、環境基準は二酸化硫黄について定められている。硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

一般廃棄物*

家庭から出るごみやし尿など産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物は市町村が「一般廃棄物処理計画」を定めて処理する。

エコアクション21(EA21) *

中小企業等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取り組みに関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

エコセメント

都市ごみの焼却残渣(焼却灰とばいじん)などの廃棄物を主原料として製造する資源循環型の新しいセメント。

エコツーリズム

自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、環境養育にも役立つ観光・旅行形態。一般には1982年にIUCN(国際自然保護連合)が「第3回世界国立公園会議」で議題としてとりあげたのが始まりとされている。

エコドライブ*

温室効果ガス排出量の削減を目的とした環境に配慮した自家用車使用のこと。やさしい発進や加減速の少ない運転、早目のアクセルオフ、エアコンの使用を控えめにする、アイドリングストップなど。

エコマーク*

様々な商品（製品及びサービス）の中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。

NPO（Non-Profit Organization）*

民間非営利組織。公益の増進に寄与する活動を行う、営利を目的としない民間組織。

LCA*

ライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment）の略。製品やサービスの環境影響を評価する手法。製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用までの各段階の環境負荷を明らかにするもので、より環境負荷の少ない製品製造・サービス提供に向けた意思決定を行うためのツールなどとして利用される。

オゾン層*

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

温室効果ガス*

地球から宇宙に放射される赤外線を吸収する性質を持つガスのこと。人間活動の拡大に伴い、温室効果ガスの大気中濃度が上昇することにより、地球規模の気温の上昇、気候の変動などがもたら

される地球の温暖化が懸念されている。温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）などがある。

〔力行〕**外来種***

他地域から人為的に持ち込まれた生物が、特に野生化して世代交代を繰り返すようになり、生態系に定着した動植物のことをいう。

家電リサイクル法*

特定家庭用機器再商品化法。家電製品のリサイクルをメーカーに義務づけ、廃家電製品の再資源化を通して環境を保全することを目的として平成10年6月に公布された法律。対象商品はテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目で、平成16年4月から冷凍庫が追加された。

環境会計*

企業などが環境に関する社会的責任を果たしつつ、環境保全活動を効果的・効率的に推進するため、環境負荷や環境保全の費用と効果を把握するための手法。

環境家計簿*

毎日の生活の中で、環境に係る行動を家計簿のように記録し、家庭からどれだけの環境負荷が発生しているかを、家計の収支計算のように行うもの。毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみなどの量に係数を掛け、家庭から排出される二酸化炭素量を計算する形式が一般的。

環境基準*

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染に係る環境基準が定められている。

環境基本法＊

日本の環境政策の根幹を定める基本法。環境の保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。平成5年11月19日公布、施行。

環境保全型農業＊

一般的には可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するように配慮した持続的な農業生産方式の総称。有機農業や自然農法、代替農業、低投入持続型農業などが含まれる。国では、1999年に持続農業法を制定し、認定農業者に対する農業改良資金の貸付や農業機械の課税に対する特例措置などを設けて支援を行なっている。

環境ホルモン

環境中に放出、蓄積された、低濃度でホルモンに似た働きをしたり、ホルモンの働きや分泌量に影響を及ぼす化学物質の通称。内分泌かく乱化学物質ともいう。ダイオキシン、DDT、PCBなどが知られている。

環境マネジメントシステム＊

企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取り組みを実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。国際的な環境マネジメントシステム規格としてISO 14001がある。

間伐材＊

森林の成長過程で密集化する立木を間引く間伐の過程で発生する木材のこと。人工林のスギの場合、10cm - 20cm内外の太さであり、建築用途の材料などには向かない。

京都議定書

気候変動枠組条約に基づいて、平成9年12月に京都市で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP₃）で議決した議定書。正式名称は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。

グリーン・ブルーツーリズム＊

都市の人々が農山漁村の民宿やペンションに宿泊滞在して、農山漁村生活や農林漁業体験を通じ地域の人々と交流したり、川や海・田園景観などふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことをいいう。

グリーン購入＊

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

グリーンコンシューマー＊

通常商品より高額でも、エコマーク等のある商品や省エネ効率の高い商品を積極的に選択するなど、環境意識の高い消費者のこと。

グリーンマーク商品＊

古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として、財団法人古紙再生促進センターが昭和56年5月に制定したマーク。原則として古紙を40%以上利用した製品。ただしトイレットペーパーとちり紙の場合は100%、コピー用紙と新聞用紙の場合は50%以上利用したもの。

コージェネレーション*

内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める、新しいエネルギー供給システムの1つ。

光化学オキシダント

工場や自動車などから排出された揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物（NO_x）が太陽の紫外線を受け、光化学反応を起こし生成される酸化性物質（オキシダント）の総称。光化学スモッグの原因となり、動物の目や呼吸器を傷め、植物を枯らしたりするため社会的な問題を引き起こしている。

公害対策基本法

日本の4大公害を受けて制定された公害を規制する法律。1967年8月3日施行、1993年11月19日、環境基本法施行に伴い廃止された。この法律では大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7つを公害と規定していた。

こどもエコクラブ*

環境省が、地方自治体との連携のもと、地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・環境学習を行う子どもたちのグループ（こどもエコクラブ）を支援しているもの。「こどもエコクラブ」は、2人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成される。

〔サ行〕

産業廃棄物*

工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など法律で定められた20種類の廃棄物のこと。産業廃棄物の処理については、排出事業者が自らの責任において適正に行う責務がある。

COD（Chemical Oxygen Demand）

化学的酸素要求量。BODとともに有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなる。

シールド（電磁シールド）*

電磁波や磁気などに対する防護のこと。

自動車リサイクル法*

使用済自動車の再資源化等に関する法律。使用済自動車のリサイクルと適正処理において、自動車メーカー、輸入業者、販売者、解体業者など自動車関係業者の役割と義務を定め、また消費者にもリサイクル費用の支払いを義務づけ、廃棄物の削減、資源の有効利用、不法投棄の防止、環境保全をより一層進めようとすることを目的に平成17年1月に完全施行された法律。

循環型社会*

①製品等が廃棄物になることが抑制される。②製品等が循環資源となる場合は適正に循環的な利用が行われる。③循環的な利用が行われない場合は適正に処分される。これらにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

省エネルギービジョン

省エネルギーに係る基礎データ（エネルギー使用量、省エネルギー可能性量調査等）を収集し、これをもとに地域全般にわたる省エネルギーに係る基礎計画及び施策の基本的な方向、具体的なプロジェクトの検討などを行うもの。

浄化槽（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽）*

し尿等を微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、公共用水域等に放流す

るための設備又は施設。し尿のみを処理するものを単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水（風呂や台所の排水、洗濯排水等）を併せて処理するものを合併処理浄化槽という。合併処理浄化槽は、単独浄化槽よりも水質汚濁物質の削減量が極めて多く、比較的安価で容易に設置できるため、公共下水道未整備区域などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

新エネルギー＊

石油代替エネルギーであり、経済性の面から普及が十分でなく、その導入促進が特に必要であり、政令で定めるもの。太陽光、風力、バイオマスなどで、枯渇の心配がなく、二酸化炭素の排出も無いという特徴を有する。

新エネルギービジョン＊

エネルギーに係る基礎データ（新エネルギー賦存量、利用可能性の分布等）の収集を行い、これをもとに地域全般にわたる新エネルギー導入・普及啓発に係る基本計画及び施策の基本的な方向、重点プロジェクトの検討などを行うもの。

3R

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表したもの。この3つのRに取り組むことで廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（二循環型社会）をつくらうとするものである。

生態系＊

あるまとまった地域に生活する生物全体とその地域を構成する環境とを一体として見たもの。例えば、池、森、山、海域などが、それぞれひとつの生態系として扱われる。

〔タ行〕

ダイオキシン類＊

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナー PCBの総称。塩素を含む物質を焼却することなどにより発生する。主に食べ物と飲み水から体内に取り込まれる。猛毒であり、発がん性や催奇形性が強いとされ、環境ホルモンとしての作用もある化学物質。

地球温暖化＊

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。単に「温暖化」と言うこともある。

窒素酸化物＊

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、燃焼の過程では一酸化窒素（NO）として排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素（NO₂）となる。環境基準はこの二酸化窒素について定められている。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つとなる。

DO（dissolved oxygen）＊

溶存酸素。水中に溶解している酸素の量のこと。で、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つ。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気的微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。

低公害車＊

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。電気、太陽光、エタノール等を動力源とする車が開発されている。

低周波公害＊

人の耳に聞こえない低い周波数の空気振動による公害。人が聞くことのできる音の周波数は20～2万Hzであり、これより低い周波数の空気振動は頭痛・めまいなど、人体に悪影響を及ぼす。高速道路や新幹線、航空機、町工場の機械などで発生する。

デポジットシステム

製品価格に一定金額の「デポジット(預託金)」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進するシステム。

特定外来生物＊

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、生態系、人の身体・生命、農林水産業等に被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして政令で指定され、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている生物。

トレーサビリティ＊

原義は「トレース(追跡)ができること」で、特に食品に関しては、生産、加工及び流通の特定の一つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できることをいう。

〔ナ行〕**ノーカーデー＊**

二酸化炭素の排出や大気汚染といった環境問題に対し、毎日の自家用車利用を見直した取り組みの1つ。バス・電車などの公共交通機関や自転車などを代用することで、自家用車を利用しない日を設けること。

〔ハ行〕**バイオディーゼル燃料(BDF)＊**

植物含有油脂を原料として作られるディーゼル

エンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つである。

バイオマス＊

バイオマスとは、バイオ(生物資源)とマス(量)を組み合わせた言葉で、「再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの」を指す。その特徴として、太陽エネルギーを使って生物が合成したものであるため、生命と太陽がある限り枯渇しない再生可能な資源であること、及び二酸化炭素を吸収することにより生じたものであるため、燃焼させた場合においても、全体として見ると大気中の二酸化炭素量を増加させないという特性を有する。

ハイブリッド車＊

内燃機関エンジンと電池との両方を組み合わせ、双方の利点を生かして全体のエネルギー効率を向上させた自動車を指す。省エネルギー効果があるほか、NO_xや黒煙の排出も低減されるという特徴がある。

PRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register)＊

化学物質排出移動量届出制度。有害性が疑われる化学物質が、どこから、どのくらい、環境(大気・水域・土壌など)中へ排出されているか、廃棄物などとして移動しているかを把握し、集計・公表する仕組み。

BOD(Biochemical oxygen demand)＊

生物化学的酸素要求量。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものであり、特定の物質を示すものではない。一般に、BODの値が大きいほど、その水質は悪いと言える。

PDCAサイクル＊

サイクルを構成するPlan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Act（処置・改善）の4つの頭文字をつなげたもの。事業活動において、生産管理や品質管理などの管理業務を計画どおりスムーズに進めるための管理サイクル・マネジメントサイクルの一つ。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

ヒートポンプ＊

外部から電気・熱などの駆動エネルギーを与え、低い温度の部分から温度の高い部分へ熱を移動させる装置のこと。

ビオトープ

野生生物が生息・生育する空間であり、その状態を保持またはそれを目指して管理される場所のこと。

光害（ひかりがい）

ネオンや街灯の光により、夜間に星がよく見えなくなる等の影響が出ることをいう。大気汚染や水質汚濁などの典型7公害とは異なり、人の健康に影響が出る等、必ずしも不快感をもたらすものではない。しかし、必要以上の照明はエネルギーを浪費するだけでなく、天体観測を困難にし、また夜間の過剰な照明による動植物への影響も懸念される。

光害対策ガイドライン＊

光害問題について、良好な大気生活環境保全上

の観点から捉え直すとともに、国際照明委員会、国際天文学連合などのガイドライン策定の動きに対し、国際的整合を図ることを考慮しつつ平成10年3月に環境省がとりまとめたもの。

浮遊粒子状物質（SPM）＊

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法（1993）に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。

フロン＊

クロロフルオロカーボン（炭素、フッ素、塩素の化合物）の通称。化成的に安定しており人体に無害であるが、成層圏に達すると強い太陽光線で分解された塩素原子を放出し、オゾン層を破壊する。その結果、地上に到達する紫外線量が増加し、皮膚がんの増加や異常気象をもたらすおそれがある。

〔マ行〕

マニフェスト制度＊

産業廃棄物の適正な処理を推進する目的で定められた制度。マニフェスト伝票を用いて廃棄物処理の流れを確認できるようにし、不法投棄などを未然に防ぐためのもの。

木質バイオマス＊

バイオマスのうち、剪定枝などエネルギー生産に向けられる枝条、梢端、市場価値の無い幹などを含み、樹木の全部またはその一部をチップ等として得られる木質産物のこと。

〔ラ行〕

リスクコミュニケーション

人の活動によって加えられる環境への負荷が、環境中の経路を通じ、環境保全上の支障を生じさせるおそれを「環境リスク」といい、この環境リスクを評価するための手法をリスクアセスメントと呼ぶ。この結果に基づく対策として、許容できないリスクは無くすか、最小限にすることが図られる。このリスク等について、事業者・住民・行政が情報の共有化を図る取り組みが、リスクコミュニケーションといわれている。

リターナブル製品＊

一度使った容器などを回収し、洗浄した後もう一度使えるようにするもので、それらの容器を利用している製品。ビール瓶や一升瓶など。

リデュース＊

ごみを出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれ、生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。

リユース＊

一度使用したものをそのままの形で再び使用することであり、日本語では再使用のこと。

レッドデータブック＊

絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップしその現状をまとめた報告書。名称は、IUCN（国際自然保護連合）が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによる。

